



高齢者福祉事業

- ・新市において新たな高齢者保健福祉計画を策定します
- ・敬老事業（敬老会・敬老祝金）は新市移行後速やかに検討し決定します
- ・各老人クラブ連合会は合併時に統一します。老人クラブ連合会、単位老人クラブの補助金、助成金は合併までに調整します
- ・介護予防・地域支え合い事業は、各種事業の実施内容等について、合併までに決定します
- ・その他1市3町の単独福祉事業については、住民サービスの低下とならないよう配慮して決定します

障害者福祉事業

- ・特別障害者手当、施設訓練等支援費、更生医療給付、更生訓練費給付、身体障害者（児）補装具給付事業、重度身体障害者（児）日常生活用具給付の手續きは、本庁および各総合支所で行うことができます
- ・重度心身障害者（児）福祉手当の対象者および支給手当額は、新市移行後速やかに調整します
- ・福祉タクシー助成事業は、長門市の例を基本として調整し、高齢者のひとり暮らし世帯等については、移送サービス事業の拡充を図ります

社会福祉事業

- ・民生児童委員協議会は、現行のとおりに新市に引き継ぎます
- ・1市3町の社会福祉協議会については合併の日に統合されます
- ・戦没者追悼式は、1箇所で開催するよう合併までに調整します

産業振興

農林水産関係事業

農林業

- ・農業振興地域整備計画を新市において速やかに策定します
- ・国・県の補助事業は、現行のとおりに新市に引き継ぎます。ただし、継続事業を除く受益者負担割合は合併までに決定します
- ・各種利子補給・土地改良事業元利償還金助成は、現行のとおりに新市に引き継ぎます
- ・土地改良区は新市に引き継ぎます。ただし、運営費補助金は新市移行後速やかに検討し決定します
- ・林業グループ補助金は新市移行後速やかに検討し決定します
- ・市町有牛制度は、1市3町の制度を盛り込んだ新たな制度を合併までに創設します
- ・畜産共進会は現行のとおりに新市に引き継ぎます。ただし、日置町、油谷町で実施している町の共進会については生産組合の主権となります

農業委員会

- ・新市に1つの農業委員会を置きま
- ・す。現在の1市3町の委員は在任特例を適用して平成17年7月19日まで在任します。その後の選挙による委員の定数は30人とし、旧市町を区域とする選挙区を設けます（長門12人、三隅5人、日置5人、油谷8人）選任による委員については、長門大津農協1人、深川養鶏農協1人、農業共済組合1人、議会推薦5人以内とします

水産業

- ・種苗放流事業は当分の間現行のとおりとし、その後段階的に統一を図ります。ただし、稚貝購入費等に係る補助率は合併までに統一します
- ・漁港整備事業は現行のとおりに新市に引き継ぎます
- ・漁港の管理は現行のとおりに新市に引き継ぎます。ただし、電気料補助率は合併までに統一します
- ・水産関係団体への補助金は、新市移行後速やかに検討し決定します

商工業関係事業

- ・地域商業活性化支援事業は、三隅町および日置町で行っている商品券の発行補助事業を基本に、新市移行後速やかに検討し決定します
- ・商工業関係融資資金は、関係機関と協議を行い現行制度の見直しを図り、合併までに新たな制度を創設します。ただし、現在貸付実行中の方は現行のとおりとします
- ・消費者行政事業は、消費者保護、消費者啓発、意向反映と苦情相談、消費者行政機構の整備、山口県暮らしの相談員、消費生活モニター事業の各事業を行います

観光事業

- ・観光宣伝・広告事業については、長門市の例により合併時に調整します
- ・温泉施設の管理形態・入浴料・配湯料および施設使用料は、現行のとおりに新市に引き継ぎます。65歳以上等の入浴料の割引制度は、新市移行後速やかに検討し決定します
- ・観光施設の維持管理は現行のとおりに



まちづくり・環境対策

- ・建設関係事業
 - ・現在の市町道は、新市の市道として引き継ぎます
 - ・小規模道路改良舗装事業は、補助率を総事業費の3分の2以内とし、改良は150万円、舗装は80万円を限度とします
 - ・道路、準用河川流水占用料等については、県の占用料徴収条例の市の区域を準用し統一します
- ・とします。ただし、利用料金は合併後当分の間現行のとおりとし、必要に応じて統一に向けて検討します